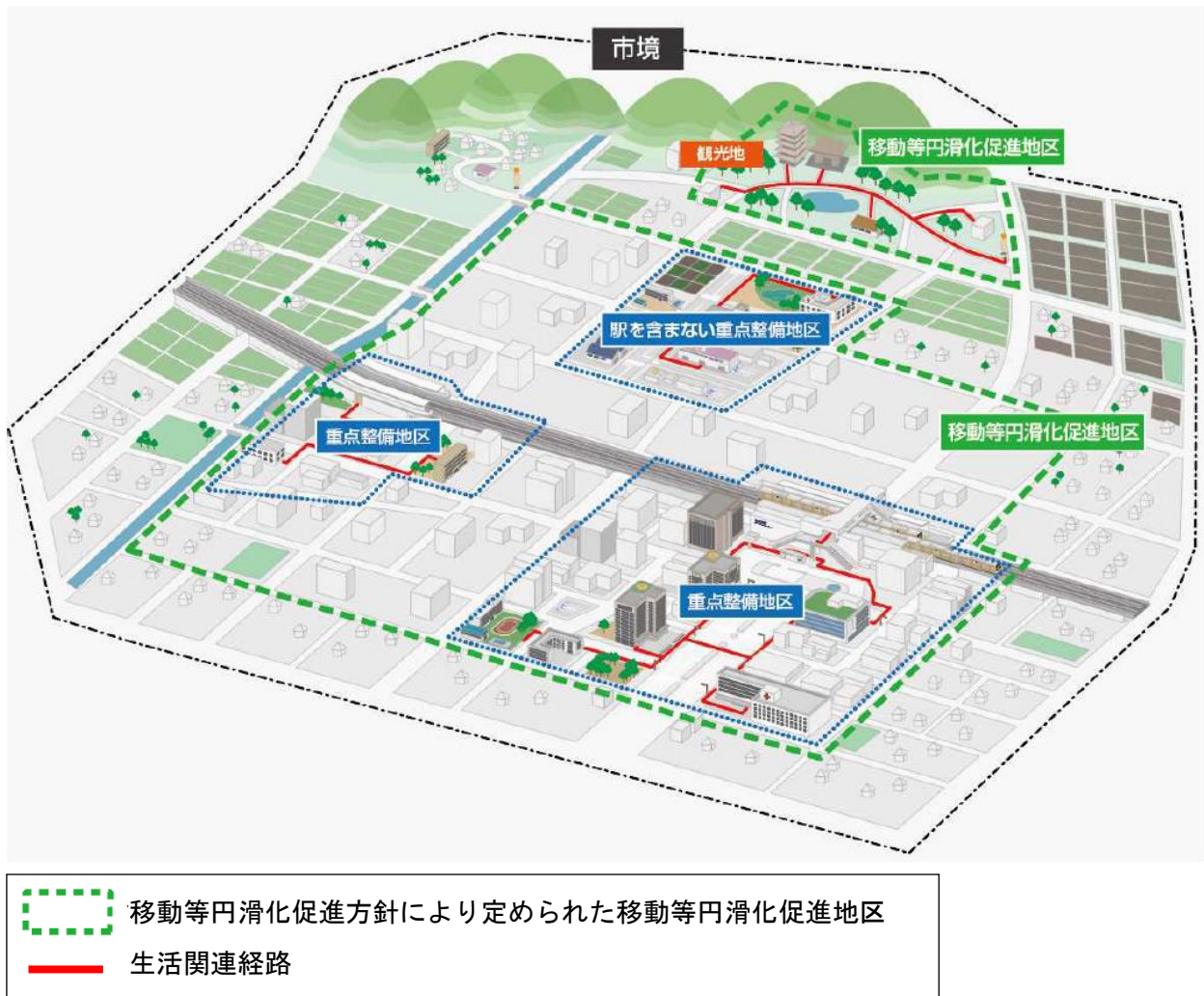


1 移動等円滑化（バリアフリー）促進方針とは

まちなかにおける移動等の円滑化を図るためには、個々の施設のバリアフリー化だけではなく、建築物や道路等の連続性を確保した「面的・一体的なバリアフリー化」が必要不可欠です。

バリアフリー法^{※1}で創設された移動等円滑化促進方針^{※2}を定める制度は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（「移動等円滑化促進地区」）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもので、広くバリアフリーについて考え方を共有し、具体の事業計画であるバリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の作成に繋げていくことをねらいとしたものです。



図一 移動等円滑化促進方針・基本構想のイメージ図

※1) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）

※2) 平成30年5月に成立した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」により創設された制度

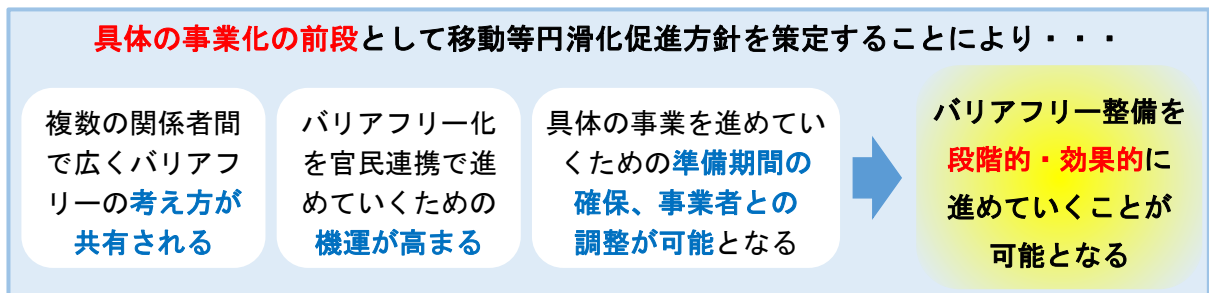
2 移動等円滑化（バリアフリー）促進方針策定の必要性と効果

まちなかにおける移動等の円滑化を図るうえで課題として、**具体の事業に関する調整が難航すること**等が挙げられます。

このため、**具体の事業化の前段**として**移動等円滑化促進方針**を定める制度が創設されました。

この制度を活用してバリアフリー化の方針を示すことにより、**複数の関係者間で広くバリアフリーの考え方が共有される**とともに、**官民が連携**して具体の事業を進めていくために必要な**機運の高まり、準備期間の確保、事業者との調整が可能**となるなど、**バリアフリー整備を段階的・効果的に進めていくことが可能**となります。

■策定の効果



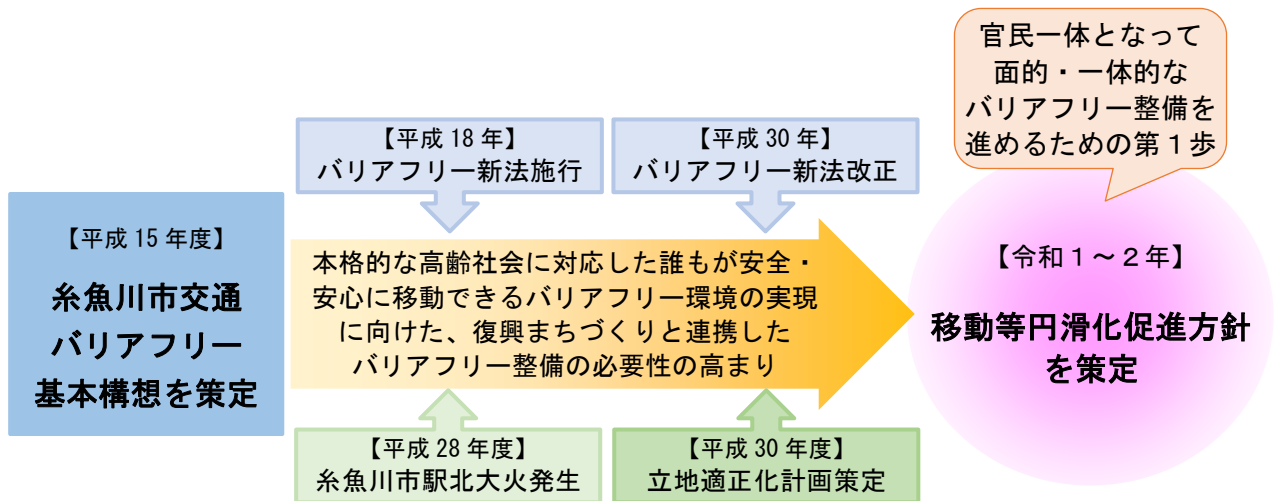
3 糸魚川市における移動等円滑化（バリアフリー）促進方針策定の背景と目的

糸魚川市では、平成 15 年度に「交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）」に基づく「糸魚川市交通バリアフリー基本構想」を策定し、重点整備地区において円滑な移動空間の確保に取り組んできました。

しかし、策定から 15 年以上が経過しており、時代の変化に応じた適切な見直しが求められています。

また、平成 28 年 12 月に発生した糸魚川市駅北大火からの復興に向けたまちづくりが進められる中、本格的な高齢社会に対応した誰もが安全・安心に移動できるバリアフリー環境を実現していくためには、**復興まちづくりと連携した取組を計画的かつ効果的に進めていく**必要があります。

このような背景から、**官民一体となって面的・一体的なバリアフリー整備を進めるための第 1 歩**として移動等円滑化促進方針を策定することとなりました。



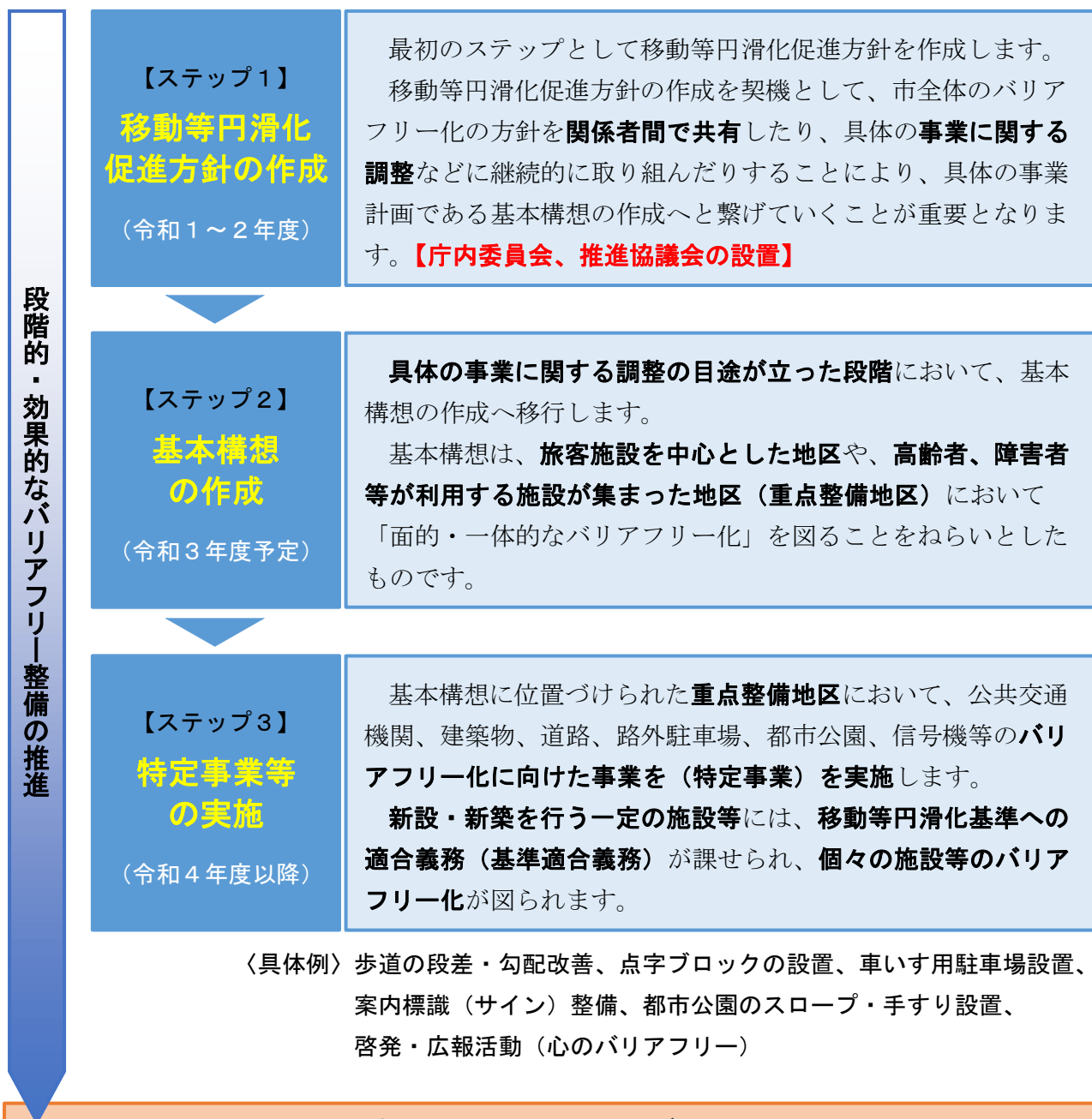
【参考】平成 15 年交通バリアフリー基本構想の取組状況から見た課題

- 「特定旅客施設」である JR 糸魚川駅と特に優先的に整備を推進する「特定経路」、そして特定経路を補助する「歩行者ネットワーク経路」のバリアフリー化は進みましたが、それ以外の路線などではバリアフリー化が不十分な箇所が見られます。
- 建築物、駐車場、バス・タクシー等のバリアフリー化は、各事業者が個別に取り組んでいるため、各事業者の連携による一体的な取組の促進が課題となっています。
- 障害者や高齢者への理解を深める「心のバリアフリー化」という新たな視点に着目したソフト面の取組（啓発・広報・教育活動の推進等）が課題となっています。

4 段階的・効果的なバリアフリー整備のイメージ（案）

移動等円滑化促進方針策定後、**具体の事業に関する調整の目途が立った段階**において基本構想の作成へ移行します。

基本計画策定後は、**官民相互の連携・調整**のもとで、面的なバリアフリー化を**重点的かつ一体的**に進めることとなります。



誰もが暮らしやすいまちづくりの実現

官民連携のもとで、面的なバリアフリー化を重点的かつ一体的に進めることにより、高齢者や障害者、妊産婦（妊産婦・乳幼児連れ・ベビーカー利用者）、けが人等が移動する際、施設を利用する際の利便性や安全性の向上が図られ、誰もが暮らしやすいまちづくりに繋がります。